

(審査案件第82号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った「『信州・フレッシュ目安箱』の処理について（平成20年12月1日受付、受付番号1-334）」の一部公開決定は妥当ではなく、非公開とした部分のうち、「工事発注月」、「建設事務所名」、「工事箇所名」、「工法名」、「建設事務所担当者の氏名」及び「建設事務所電話番号」が記載されている部分を公開すべきである。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成22年（2010年）11月24日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、別表「請求の内容」欄記載のとおり公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成22年12月8日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成23年2月6日、異議申立人は、本件決定のうち、別表「公文書の名称」欄記載の番号10に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、本件条例第7条第3号及び第6号に該当することを理由に非公開とした「工事発注月」、「建設事務所名」、「工事箇所名」、「工法名」、「建設事務所担当者の氏名」及び「建設事務所電話番号」が記載されている部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「信州・フレッシュ目安箱」制度（以下「目安箱制度」という。）は、県の行政についての質問あるいは提案を県民が公開の場で行うものであり、公開することに意味がある。
- 2 本件非公開部分が公開されると、県のシステムを使って複雑な検索をして、更に公文書公開請求をすると、目安箱制度を利用して「橋梁補修工事について」の質問（以下「本件質問」という。）を行った法人（以下「本件法人」という。）の名称がわかるという理屈だが、そこまで複雑な手順を踏まなければわからないものが、一般的にあって、本件法人名を公開することに等しいという扱いになるのか。
- 3 本件法人は、本件質問の回答を目安箱制度で求めているので、本件非公開部分が公開されることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されると判断しているとは到底思えない。本件条例第7条第3号に該当するとの主張は、本件実施機関の曲解であり、恣意的な運用といわざるを得ない。
- 4 本件条例第7条第6号は可能な限り制限的・限定的に解釈されるべきであり、本件非公開部分が本号アからオまでのいずれにも該当しないことは明白である。
- 5 本件法人の名称、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスは、関心がないので公開の決定を求めないが、本件条例の非公開情報に該当することを認めたわけではない。
- 6 本件法人は、本件質問が長野県公式ホームページ（以下「県ホームページ」という。）で公表されることを、事前に十分予期しており、本件法人を識別することができる情報は、本件法人の責任において、本件質問から取り除かれているとみるべきである。仮にそのような情報が含まれていたとしても、本件法人の責任において公表されても支障のないものとみなしていたとみるべきである。
- 7 本件実施機関は、本件法人と何ら協議・調整等を行うことなく、一方的に本件質問の一部を伏せ字に改変した上で公表している。これは、日本国憲法第21条の

保障する「言論の自由」及び「表現の自由」への、行政の許されざる干渉であり、違法なのであるから、本件決定も当然に違法というべきである。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件非公開部分を公開すると、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、本件法人名を識別することができるおそれがある。
- 2 「工事発注月」、「建設事務所名」、「建設事務所担当者の氏名」及び「建設事務所電話番号」を公開すると、県ホームページの「入札・契約情報」からアクセスが可能な「入札情報システム」で検索することで対象工事が絞り込まれ、「工事箇所名」を特定できる。  
「工事箇所名」を公開すると、関連文書の公文書公開請求を行うことにより、本件法人名を特定できる。
- 3 「工法名」を公開すると、インターネット上の検索エンジンでヒットする本件法人の情報と本件質問の内容とを照合することにより本件法人名を特定できる。
- 4 本件法人名を公開すると、県ホームページ上で公表されている本件質問の内容が本件法人から寄せられたことが明らかになり、社会的信用の失墜や評判を悪化させるおそれがある。
- 5 目安箱制度を利用して意見等を寄せた者（以下「差出人」という。）が特定される情報を公開すると、意見等を出しづらくなり、目安箱制度が機能しなくなるおそれがある。
- 6 目安箱制度は、県政に関する県内外から寄せられた意見等を県の施策に積極的に反映させることにより、行政サービスの向上を図ることを目的に運用しており、県民との情報共有を図るため、『信州・フレッシュ目安箱』のホームページでの公表方針』に沿って、寄せられた意見内容とそれに対する県の回答を県ホームページ上で公表している。

7. 個人、法人を問わず差出人が特定される、あるいはそのおそれがある情報部分については伏せた上で公表しているの、差出人である本件法人は、当該名称を識別することができる情報は公表されない前提で意見を出してきたとみるべきである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として本件条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公文書及び本件非公開部分について

本件公文書は、目安箱制度に寄せられた本件質問を受け付けてから回答するまでの経過が記載されている起案文書であり、本件質問に係る質問文（以下「本件質問文」という。）及びその回答文が添付されている。本件公文書において非公開とされた部分は、別表「公開しない部分」欄記載のとおりである。

本件非公開部分については、本件質問文に「工事発注月」、「建設事務所名」、「工事箇所名」及び「工法名」が、回答文に「建設事務所名」、「工事箇所名」、「工法名」、「建設事務所担当者の氏名」及び「建設事務所電話番号」がそれぞれ記載されていることが認められる。

### 3 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件非公開部分が本件法人名を識別することができる情報であるとした上で、本件条例第7条第3号及び第6号に該当することを理由に非公開としているので、まず、本件非公開部分を公開することにより本件法人名が識別されるか否かを検討する。

本件非公開部分に記載されている情報単独では、直ちに本件法人名を識別することができないことは明らかである。一方、本件質問の内容は、本件非公開部分を除く大半の記述が公開されており、その記述内容や、本件質問の対象である橋

梁補修工事自体が秘密裏に行われたものでないことも勘案すると、本件決定のままでも本件法人名を推測することは既に可能であると考えられる。したがって、公開されている本件質問文の記述に基づいて、他の情報と照合することにより本件法人名を特定しようとした場合との比較において、本件非公開部分が確実に本件法人名を特定できる情報であるか否かとの観点で、本件実施機関の主張の当否について、以下順次判断する。

本件非公開部分のうち「工事箇所名」について、本件実施機関は、これが明らかになると関連文書の公文書公開請求を行うことにより本件法人名を特定できると主張する。そこで、本件実施機関の指摘する関連文書（以下「本件関連文書」という。）の提出を求めたところ、本件関連文書に本件法人名が記載されていることが確認された。しかしながら、本件関連文書は、本件質問の対象である橋梁補修工事に関して作成された様々な文書のうちの一枚であり、既に公開されている本件質問文の記述に基づいて公文書公開請求が行われた場合、さらに、「工事箇所名」を特定して請求が行われた場合、いずれにおいても、公開される文書が本件関連文書に限定されるわけではない。よって、公開される様々な文書に記載されている工事に関わった複数の法人名の中から、本件法人名が確実に特定されるとは考え難く、「工事箇所名」を公開することにより、本件法人名を特定できるとは認められない。

そうすると、本件非公開部分のうち、「工事発注月」、「建設事務所名」、「建設事務所担当者の氏名」及び「建設事務所電話番号」についての本件実施機関の主張は、「入札情報システム」で検索することにより「工事箇所名」を特定できるという主張にすぎないのであるから、同様に、これらの情報から本件法人名を特定できるとは認められない。

また、本件非公開部分のうち「工法名」について、本件実施機関は、インターネット上の検索エンジンを用いて「工法名」を入力して検索を行うと、検索結果画面に本件法人のホームページが表示されると主張する。しかし、その検索結果画面には、本件法人以外の複数の法人のホームページも同時に表示されるとのことであった。確かに、その検索結果と本件質問文の内容とを照合すると、本件法人のホームページを絞り込める可能性は否定できないが、本件法人名が確実に特定されるとまでは言いきれず、「工法名」を公開することにより、本件法人名を特定できるとは認められない。

したがって、本件非公開部分は、公開することにより本件法人名を識別することができる情報であるとは認められない以上、本件条例第7条第3号及び第6号該当性を判断するまでもなく、本件非公開部分を公開すべきである。

4 その他の異議申立人の主張について  
異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論  
以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言  
審査会の結論は以上のとおりであるが、目安箱制度の運用に当たり、本件実施機関において、本件非公開部分について主張されたような懸念が残るのであれば、差出人が法人である場合の取扱いについて「『信州・フレッシュ目安箱』のホームページでの公表方針」に明記するなど、より差出人にとってわかりやすい制度として運用されることが望ましい。

#### 第6 審査経過

平成23年（2011年）	2月21日	諮問
	3月23日	審議
	7月25日	本件実施機関からの「理由説明書」受領
	9月7日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年（2012年）	12月12日	異議申立人からの「意見書」受領
	1月12日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	2月9日	審議
	3月6日	審議 終結



平成25年8月9日 2号加入

(別表)

請求の内容	番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
<p>「信州・フレッシュ目安箱」制度で公開されている回答に係る、目安箱制度担当部署（広報課）が次の各質問を受け付けてから、長野県公式ホームページにそれらに対応する各回答を掲載するまでの間、それらに関する事務・手続処理のために、作成または収集した一連の文書。</p>				
1 都市計画法に基づく開発許可について（2010. 1. 25）	1～9	(省略)		
2 橋梁解体工事について（2009. 7. 1）				
3 受注希望型入札の参加要件について（2009. 4. 2）				
4 橋梁補修工事について（2008. 12. 1）	10	「信州・フレッシュ目安箱」の処理について（平成20年12月1日受付、受付番号1-334）	差出人である法人の担当者氏名	長野県情報公開条例第7条第2号該当 左記情報は個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
			差出人である法人の名称、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス並びに工事発注月、建設事務所名、工事箇所名、工法名、建設事務所担当者の氏名及び建設事務所電話番号	長野県情報公開条例第7条第3号該当 差出人である法人が識別できる左記情報と長野県公式ホームページの「信州・フレッシュ目安箱」で公表されている情報とを照合することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
	11	12月受付分目安箱のホームページについて（平成21年1月7日付け）	なし	長野県情報公開条例第7条第6号該当 差出人である法人が識別できる左記情報を公開することにより、差出人が明らかにになると、「信州・フレッシュ目安箱」事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
	12	「信州・フレッシュ目安箱」受付状況（平成20年12月分）	なし	